



発行所 三池炭鉱労働組合 大牟田市不知火町2 電話3033番 編集人 北岡隆

憲法違反の不当假処分 絶対反対

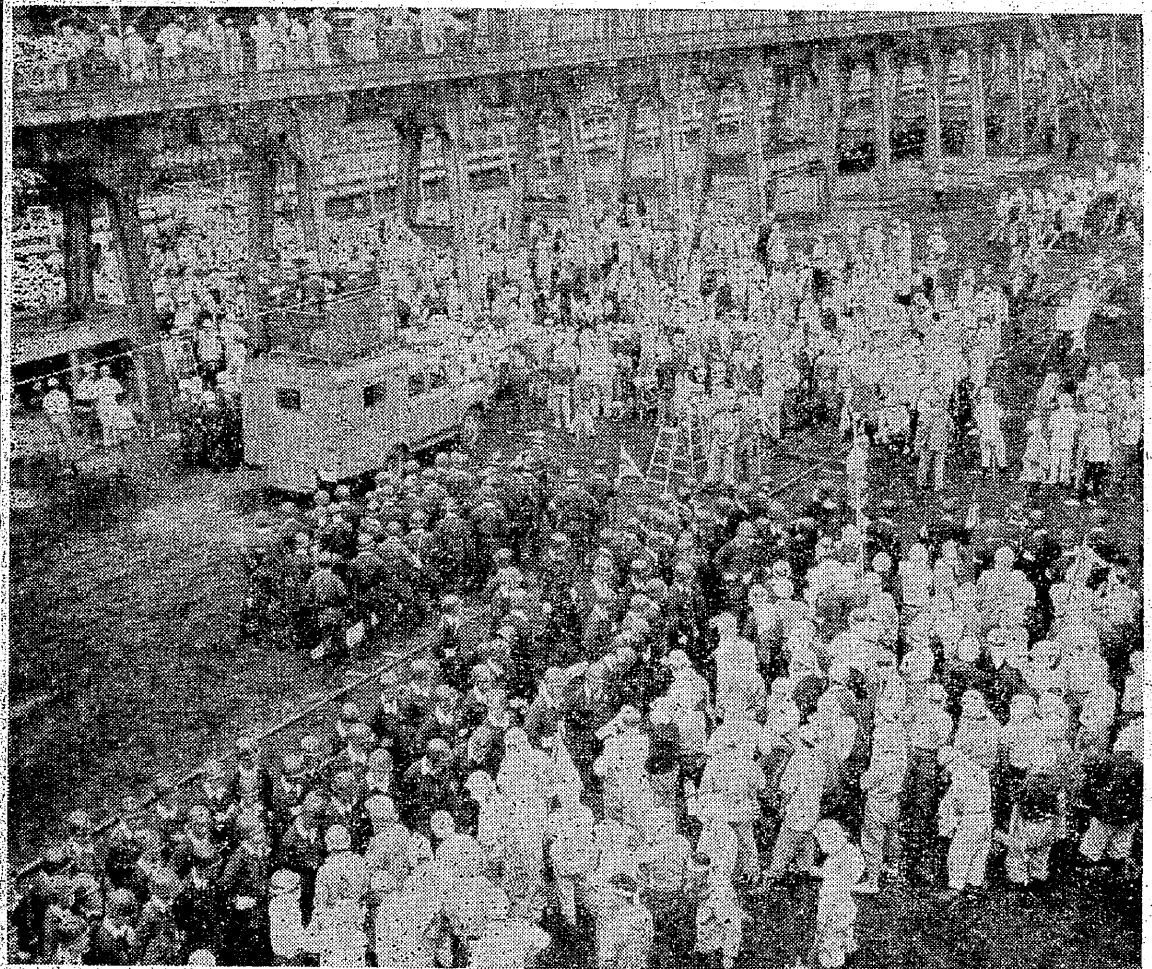
われわれはホツパーを守る

不当な立入 禁止 仮処分

労働者の団結認めぬ裁判所

福岡地裁は三井独資資本の擁護に走り労働者を弾圧するこの仮処分を許すわけにはゆかない。

労働争議に介入するホツパー... われわれの三井独資資本の擁護、抗...



大量な警官に守られた執行吏も組合の追及で引上ぐ(8日)

申請人組合の委任した執行吏は... 右に小舎を収束することができ...

会社と通じる裁判所

われわれは、資本家の手先となつて労働者の権利を多みに侵し、生活を送るの目的から三井独資資本の利益を優先する態度を遺憾なく暴露するわけにはゆかない。

あつた申請理由に述べられているが... 全くなすたメであることは、...

あつた申請理由に述べられているが... 全くなすたメであることは、...

あつた申請理由に述べられているが... 全くなすたメであることは、...

あつた申請理由に述べられているが... 全くなすたメであることは、...

一、本日、福岡地裁の出した仮処分決定は、憲法の保障した争議権を裁判の名において破壊しようとするものであり、日本の全労働者階級に対する悪意にみちた「挑戦状」である。われわれはかかる憲法に違反した無効な決定を断じて許すことができない。この決定に基づき、もし、不当な警察の実力行使が行われるならば、それによつて生ずる事態の責任はあけて裁判所に帰すべきである。

二、仮処分手続の中で、三井鉱山の行った史上まれにみられる悪質かつ大規模な不当労働行為の全貌が明らかとなった。それにも拘らず、この点に関するわれわれの主張をまったく無視して、回避された裁判官が急きよ仮処分決定を出したのは、法の名において団結権破壊を企図したものであることが今や明白となった。これは裁判所自ら裁判の中立性をふみにじつたものである。

三、裁判所・警察・三井鉱山が一体となつたかかる弾圧は、久保さん、権さんを虐殺したあくなき暴力とまったく同質であり、安保体制強行のための反動政権の暴挙である。われわれは断固として、高らかに叫びつた団結の旗を日本の全労働者および国民とともにたたく守り抜き、傍らく者の生活と権利を奪う暴挙に最大限の抗議行動を行う。

右、声明する。一九六〇年七月七日 炭労・総評・三池労組

声明

三、本報、不潔な罪は、住居・財産から要求がある正当な理由なく立入らないと成立するものであつて、本件の様な住居でも許さないとはいえない。一九六〇年七月七日 藤野野郎